

# 「これらを支える基盤の整備」分野の対策

厚生労働省  
健康局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# がん研究



# がん研究10か年戦略の概要 (平成26年3月31日 文部科学、厚生労働、経済産業3大臣合意)

## 「根治・予防・共生 ～患者・社会と協働するがん研究～」

### 戦略目標

我が国の死亡原因第一位であるがんについて、患者・社会と協働した研究を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの根治、がんの予防、がんとの共生をより一層実現し、「基本計画」の全体目標を達成することを目指す。

### 「基本計画」の全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の  
苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる  
社会の構築

### 今後のあるべき方向性

- ・産官学が一体となり、「がんの本態解明研究」と「実用化をめざしたがん研究」が一体的かつ融合的につながった疾患研究として推進
- ・臨床現場から新たな課題や国民のニーズを抽出し研究へと還元する、循環型の研究開発
- ・研究成果等の国民への積極的な公開による、国民ががん研究に参加しやすい環境の整備と、がん研究に関する教育・普及啓発
- ・研究推進における利益相反マネジメント体制の整備

### 【研究開発において重視する観点】

・がんの根治をめざした治療  
・がん患者とその家族のニーズに応じた  
苦痛の軽減

・がんの予防と早期発見

・がんとの共生

### 具体的研究事項

- (1) がんの本態解明に関する研究
- (2) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究
- (3) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- (4) 新たな標準治療を創るための研究
- (5) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域  
1) 小児がん      2) 高齢者のがん  
3) 難治性がん    4) 希少がん等      に関する研究

- (6) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- (7) 充実したサバイバーシップを実現する  
社会の構築をめざした研究
- (8) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

・がん研究を継続的に推進していくため、  
研究者の育成等にも取り組む。

# 「がん研究10か年戦略」の中間評価について

- 「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日 閣議決定）
  - 「がん研究10か年戦略」は、本基本計画を踏まえ、中間評価や内容を見直すこととしており、国は、現状のニーズや我が国に求められる研究について、有識者の意見を参考にしつつ見直す。
- 「がん研究10か年戦略の進捗評価に関する研究」（代表研究者 国立がん研究センター 藤原康弘）を基にした「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議」（座長 国立がん研究センター理事長 中釜斉）の議論を踏まえ、平成31年4月にがん研究10か年戦略の中間評価を行った。



- がん研究全体として、概ね順調に進捗している。
- 10か年戦略の枠組みである8つの柱（具体的研究事項）については維持し、第3期がん対策推進基本計画で「取り組むべき施策」への対応を含め、各柱毎に現状の課題と後半期間で取り組むべき研究の方向性をまとめた。
- また、シーズの探索的研究、ゲノム医療や免疫療法などの新たな治療法に係る研究といった各柱にまたがる研究については、「横断的事項」としてまとめた。

## 8つの柱（具体的研究事項）

- (1) がんの本態解明に関する研究
- (2) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究
- (3) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- (4) 新たな標準治療を創るための研究
- (5) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域  
（小児がん・高齢者のがん・希少がん・難治性がんに関する研究）
- (6) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- (7) 充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究
- (8) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

## 横断的事項

シーズ探索、ゲノム医療、免疫療法、リキッドバイオプシー、AI等の新たな科学技術の利活用、基盤整備など

# 人材育成

# 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」の概要

## 1 背景

平成28年12月にがん対策基本法(平成18年法律第98号)が改正され、緩和ケアについて定義された。また、「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」では、がん以外の患者に対する緩和ケアや医師・歯科医師以外の医療従事者を対象とすることが必要との指摘があったこと等から、がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会を実施する。

## 2 目的

基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識、技術、態度を修得することで、緩和ケアが診断の時から、適切に提供されることを目的とする。

## 3 研修対象者

- **がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師**
  - がん診療連携拠点病院等で働く者
  - がん診療連携拠点病院と連携する在宅療養支援診療所・病院、緩和ケア病棟を有する病院で働く者
- **緩和ケアに従事するその他の医療従事者**

## 4 研修会の構成

- **「e-learning」+「集合研修」**



## 5 研修会の内容

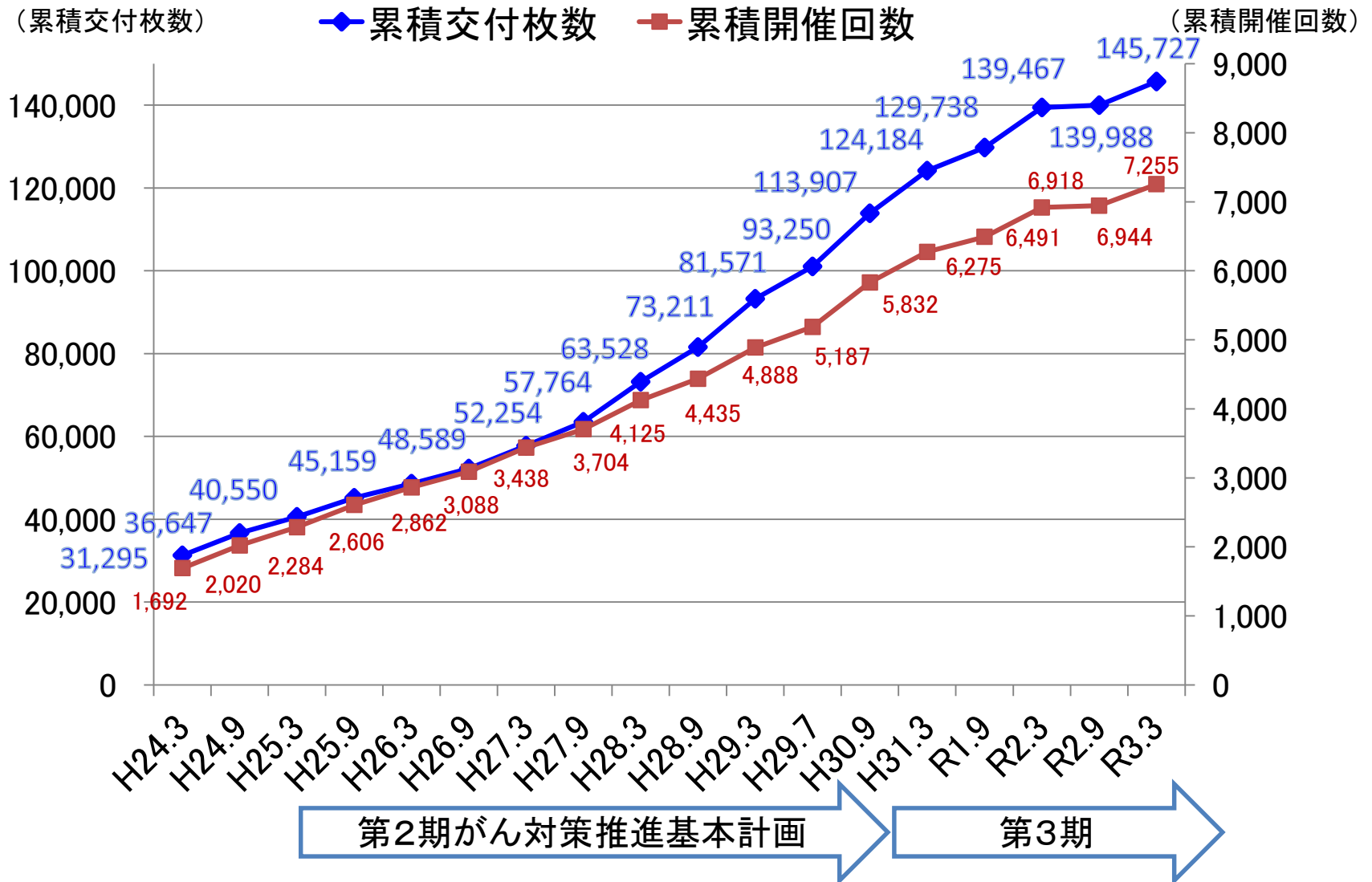
### i) 必修科目

患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア／苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び**専門的な緩和ケアへのつなぎ方**／がん疼痛の評価や具体的なマネジメント方法／呼吸困難・消化器症状・不安・抑うつ・せん妄等に対する緩和ケア／コミュニケーション／療養場所の選択、地域における連携、在宅における緩和ケア／**アドバンス・ケア・プランニング**や**家族、遺族へのケア**

### ii) 選択科目

**がん以外に対する緩和ケア**／疼痛・呼吸困難・消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア／不安・抑うつ・せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア／**緩和的放射線治療**や**神経ブロック**等による**症状緩和**／社会的苦痛に対する緩和ケア

# 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」 開催回数と修了証書の交付枚数の推移（累積）





がんのゲノム医療の実用化に必要な医療従事者を育成するとともに、がん相談支援センターにおけるゲノム医療に関する相談の対応方法等について検討することにより、がんのゲノム医療の医療現場での実用化を進める。

## (1)がんのゲノム医療の実用化に必要な医療従事者の育成

- がん診療連携拠点病院等に勤務するがんのゲノム医療に携わる医療従事者が、がんのゲノム医療に関する遺伝子関連検査、患者・家族への伝え方、多職種との連携、意思決定支援等について必要な知識を習得できるよう、効果的に研修を実施するためのプログラム及び教材について、委員会を設置し検討を行う。
- 委員会において検討された内容に基づく教材等を活用し、がん診療連携拠点病院等に勤務するがんのゲノム医療に携わる医療従事者に対して研修を実施する。
- 研修の周知や参加申込み等を行うホームページを開設し、運用する。



<http://www.jsmocgt.jp/>

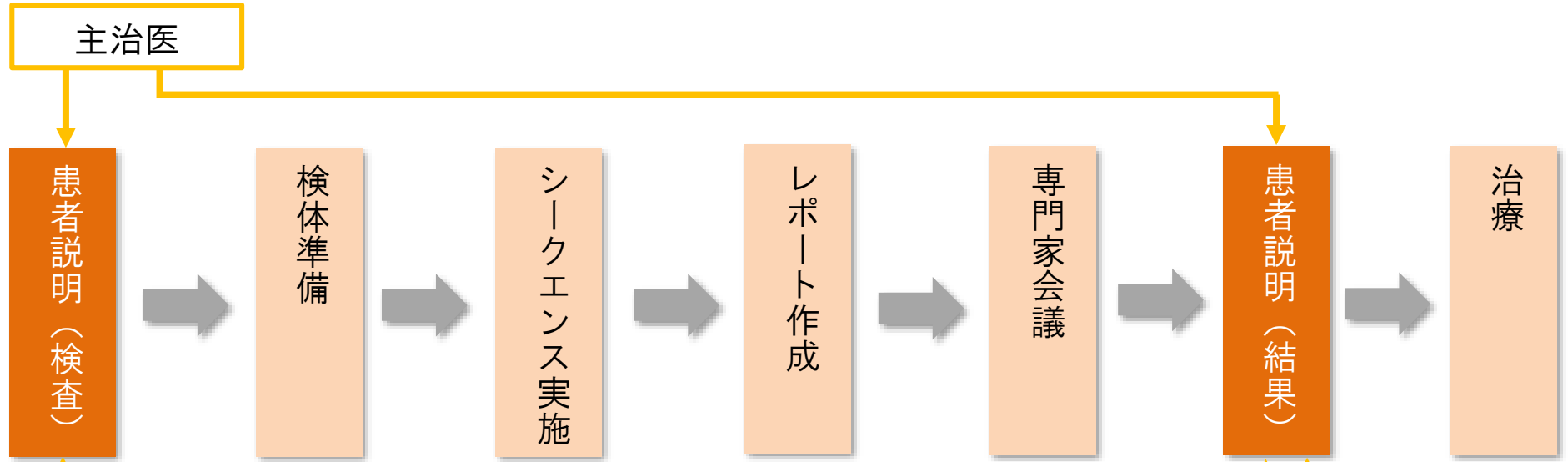
## (2)がん相談支援センターにおける相談の対応方法等について

- がん相談支援センターにおける相談の対応方法等について検討委員会を設置する。
- がん診療連携拠点病院に設置されたがん相談支援センターにおいて、がんのゲノム医療に関する相談にどのように対応すべきが検討する。
- 上記で得られた検討結果を、がん相談支援センターの相談支援員にわかりやすく伝えるための資料を作成する。





# 遺伝子パネル検査に関するカウンセリングに係る職種の業務について



## がんゲノム医療のコーディネーター

### ■業務

#### <遺伝子パネル検査前>

- ・パネル検査に関する説明や、二次的所見(ゲノム検査等の過程において見いだされる偶発的所見)が発見される可能性を説明

#### <遺伝子パネル検査後>

- ・二次的所見を認めた患者を対象に、遺伝カウンセラーへの紹介を調整
- ・治療標的となる遺伝子異常が見つかった患者を対象に、治験等の紹介を調整

### ■想定される者

- ・厚生労働省事業「がんのゲノム医療従事者研修事業」(平成29年度～)の研修修了者(「がんゲノム医療コーディネーター」等を想定)

## 遺伝カウンセラー

### ■業務

- ・倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への対応を含めた専門的な遺伝カウンセリングの提供
- ・主治医や他の診療部門との協力関係の構築・維持

### ■想定される者

- 日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会が認定する「認定遺伝カウンセラー」(遺伝カウンセラー養成課程の修士学位取得者)等を想定

## 遺伝医学の専門的医師

### ■業務

- ・すべての診療科からのコンサルテーションに応じ、適切な遺伝医療を実行
- ・医療機関において発生することが予想される遺伝子に関連した問題の解決

### ■想定される者

- 日本人類遺伝学会が認定する「臨床遺伝専門医」等を想定

# 小児・AYA世代の長期フォローアップ体制整備事業

## 現状と課題

- 小児・AYA(Adolescent and Young Adult)世代(思春期世代と若年成人世代)のがんについては、晩期合併症(※)に対処するために適切なタイミングでの告知やアドバイスが重要であること、小児がん患者・小児がん経験者は療養生活を通じた心の問題や就労・自立などの社会的問題を抱えていることから、多職種協働のトータルケアによる長期間のフォローアップが必要になる。
- 現在、全国15か所の小児がん拠点病院に長期フォローアップ外来が設けられているが、その体制は多様であり、対象患者、フォローの頻度、人員、支援内容等にバラツキが見られる。
- このため、「がん対策推進基本計画」(平成30年3月閣議決定)における個別目標として、国は、小児・AYA世代のがんの経験者が治療後の年齢に応じて、継ぎ目なく診療や長期フォローアップを受けられる体制の整備を進めることが掲げられている。

※晩期合併症・・・小児がんは、患者が発育途中であることなどから、成長や時間の経過に伴って、がんそのものからの影響や、薬物療法、放射線治療など治療の影響によって生じる合併症がみられる。これを「晩期合併症(晩期障害)」という。晩期合併症は、小児がん特有の現象である。

成長・発達への影響	身長伸び、骨格・筋・軟部組織、知能・認知力、心理的・社会的成熟、性的成熟
生殖機能への影響	妊娠可能か、子孫への影響
臓器機能への影響	心機能、呼吸機能、腎機能、内分泌機能、消化管機能、視力・聴力
二次がん(抗がん剤や放射線治療により別のがんが二次的に発生すること)	良性腫瘍、悪性腫瘍



出典:小児がん情報サービス(国立がん研究センター)

○ 小児がん拠点病院等で長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修プログラムや教材等を作成し、研修を実施する。

## 背景

- ・がんは、**わが国の死因第一位の疾患**であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題。
- ・がん対策の一層の充実を図るため、「**がん対策基本法**」が制定（2007.4施行）。※基本法に基づき「がん対策推進基本計画」を閣議決定

（がん専門医療人材養成に係るこれまでの成果）

日本のがん医療で不十分とされている**放射線療法、化学療法、緩和医療等に関する専門資格取得に向けた大学院教育コースや臓器横断的な講座**の設置等により**がん専門医療人材の育成に一定の成果。**

## 新たなニーズ

「**今後のがん対策の方向性について**」（2015年6月 **がん対策推進協議会**）

- ・「**ライフステージに応じたがん対策**」として、対策を講じていく必要。

「**がん対策加速化プラン**」（2015年12月総理発言を基に厚労省まとめ）

- ・今後、アカデミアや企業と協力して**ゲノム医療の実用化**に向けた取組を加速させていく必要。
- ・**希少がんに関する臨床研究**を推進するための体制が不足していること等が課題として指摘。

「**緩和ケア推進検討会報告書**」（2016年4月 **緩和ケア推進検討会**）

- ・がん看護領域の専門・認定看護師等の確保が必要。
- ・医学生、臨床研修医、看護学生、薬学生等への**緩和ケアに関する教育・研修**を推進する必要。

## 対応策（取組内容・期待される成果）

○高度がん医療人材の養成

**ゲノム医療従事者の養成**

- ・標準医療に分子生物学の成果が取り入れられることによるオーダーメイド医療への対応。
- ・ゲノム解析の推進による高額な免疫チェックポイント阻害薬、分子標的薬の効果的な使用による医療費コストの軽減。

**希少がん及び小児がん**に対応できる医療人材の養成

- ・希少がん及び小児がんについて、患者が安心して適切な医療・支援を受けられる様々な治療法を組み合わせた集学的医療を提供できる医療チームの育成。

○**ライフステージに応じたがん対策**を推進する人材の養成

- ・ライフステージによって異なる精神的苦痛、身体的苦痛、社会的苦痛といった全人的苦痛（トータルペイン）を和らげるため、医師、看護師、薬剤師、社会福祉士（ソーシャルワーカー）等のチームによる患者中心の医療を推進し、患者の社会復帰等を支援。

◇事業期間：最大5年間 財政支援（平成29年度～令和3年度）

◇選定件数・単価：11件 × 約4,400万円

# がん教育・がんに関する知識の普及啓発

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 第3期がん対策推進基本計画（がん教育にかかるとる事項）

### （取り組むべき施策）

国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。教員には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施する上での留意点や指導方法を周知するため、教員や外部講師を対象とした研修会等を実施する。

都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う。

### （個別目標）

国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。

## がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 平成30年7月

### Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院、Ⅳ 地域がん診療病院の指定要件について

#### 4 情報の収集提供体制

#### （3）情報提供・普及啓発

- ③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。
- ⑤ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。



## 背景

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、中学校の全面实施（令和3年度）・高等学校の年次進行実施（令和4年度）に向け、学習指導要領の対応を検討する必要がある。

## 課題

- ① **教員のがんについての知識・理解が不十分**  
健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。
- ② **がん教育の全国への普及・啓発が必要**  
がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。
- ③ **外部講師の活用体制の一層の充実が必要**  
がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

## 新学習指導要領に対応したがん教育の実施

### 事業概要

#### 1 新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

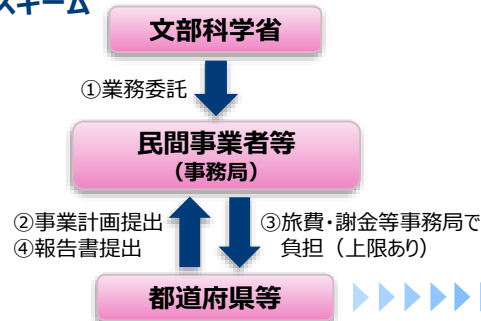
- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催

#### 2 地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する。

- がん教育に関する教材の作成・配布
- 外部講師によるがん教育の実施
- 外部講師名簿作成、活用体制の整備

#### 事業スキーム



#### 都道府県等における取組

- 外部講師の派遣
- 外部講師を活用した授業研究会
- 教職員・外部講師を対象とした研修会
- 各学校での外部講師を活用したがん教育

委託先 民間事業者等

箇所数 単価 60万円/自治体 程度

委託 対象経費 諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費 等

### 成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。



○がん教育に関する政府と文部科学省のスケジュール

	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度
政府	<p><b>がん対策基本法（平成28年12月16日改正）※新たにがん教育について記載</b></p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p>					
	<p><b>第3期がん対策推進基本計画【2017年度～2022年度の6年間】</b>                      （平成29年10月24日閣議決定、平成30年3月9日一部変更）</p> <p><b>【個別目標】</b>                      国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。</p>					
文部科学省	<p><b>がん教育の実施状況に関する全国調査</b></p>					
	<p>◆<b>新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新学習指導要領を踏まえた教員や外部講師の質の向上。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員、外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施</li> </ul> </li> <li>○先進事例の全国への普及・啓発。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の紹介等を行うがん教育シンポジウムの開催</li> </ul> </li> </ul> <p>◆<b>地域の実情に応じたがん教育の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じたがん教育の取組を支援。</li> </ul> <p><b>がん教育総合支援事業〔委託事業〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布</li> <li>・学校医、がん専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施</li> </ul> <p>・外部講師名簿作成等、活用体制の整備（2019年度～）</p>					
	<p><b>学習指導要領改訂関係</b></p>					
	小学校	周知・徹底	先行実施		全面実施（2020年度～）	
中学校	周知・徹底	先行実施			全面実施（2021年度～）	
高等学校	改訂	周知・徹底	先行実施			年次進行で実施（2022年度～）

医師やがん経験者等を外部講師として活用し、  
がん教育のさらなる充実を図る

# 学校におけるがん教育の在り方について(報告)概要 平成27年3月

「がん教育」の在り方に関する検討会

## 1. 学校におけるがん教育を取り巻く状況

- ・がんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。
- ・がん対策推進基本計画で、5年以内に、「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施が目標とされている。
- ・国において、モデル事業を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、今後のがん教育の推進に向けて検討。

## 2. 学校におけるがん教育の基本的な考え方

### (1)がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

### (2)がん教育の目標

- ①がんについて正しく理解することができるようにする
- ②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

### (3)がん教育の具体的な内容

ア	がんとは(がんの要因等)	カ	がんの治療法
イ	がんの種類とその経過	キ	がん治療における緩和ケア
ウ	我が国のがんの状況	ク	がん患者の生活の質
エ	がんの予防	ケ	がん患者への理解と共生
オ	がんの早期発見・がん検診		

### (4)留意点

- ①学校教育活動全体での推進
- ②発達の段階を踏まえた指導
- ③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携
- ④がん教育で配慮が必要な事項

## 3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

### (1)がんに関する教材や指導参考資料の作成

映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

### (2)外部講師の確保等

がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

### (3)研修

管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部講師に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

### (4)がん教育の評価について

教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

### (5)教育課程上の位置付け

中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。



# 学校におけるがん教育の在り方について(報告)概要 平成27年3月

「がん教育」の在り方に関する検討会

## 3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

### (1) がんに関する教材や指導参考資料の作成

映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

平成28年4月「がん教育推進のための教材」を文部科学省より発出  
※一部改訂の可能性あり

### (2) 外部講師の確保等

がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

平成28年4月「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」を文部科学省より発出

### (3) 研修

管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部講師に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

厚生労働省と文部科学省の連名で各都道府県・指定都市衛生主管部(局)と各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課に対し、令和2年4月、「学校におけるがん教育への協力について」の通知を発出し、がん診療連携拠点病院に対する周知を行った。

### (4) がん教育の評価について

教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

がん教育研修会及びシンポジウムの実施

委託事業先においてがん教育の取組の実施前後での、児童生徒や教職員の意識・知識の変化を把握するため、取組の開始前及び取組終了後にアンケートを実施

### (5) 教育課程上の位置付け

中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。

全国でのがん教育の実施状況を調査

・新学習指導要領(中学校及び高等学校の保健体育科)に「がんについても取り扱うものとする」と明記  
※中学校は、令和3年度全面実施。高等学校は、令和4年度入学生より年次進行で実施。

# 平成30年度におけるがん教育実施状況調査

## 1 調査の目的

平成28年12月にがん対策基本法が改正され、がん教育に関する条文が新たに盛り込まれるとともに、改正法を踏まえ平成29年10月に閣議決定、平成30年3月に一部変更された第3期がん対策推進基本計画において、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」と明記されたことを受け、全国でのがん教育の実施状況等を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に調査を行った。

## 2 調査対象学校

国公立の小学校19,892校、中学校10,270校、義務教育学校82校、高等学校4,897校、中等教育学校53校、特別支援学校1,141校  
(回答総数37,169校)

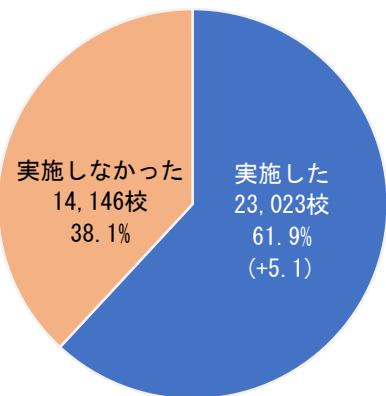
## 3 調査事項

平成30年度におけるがん教育の実施状況

- ①実施状況 ②実施方法 ③実施内容 ④未実施の理由
- ⑤外部講師活用状況 ⑥外部講師の職種 ⑦外部講師活用の効果
- ⑧外部講師活用の課題 ⑨外部講師を活用しなかった理由

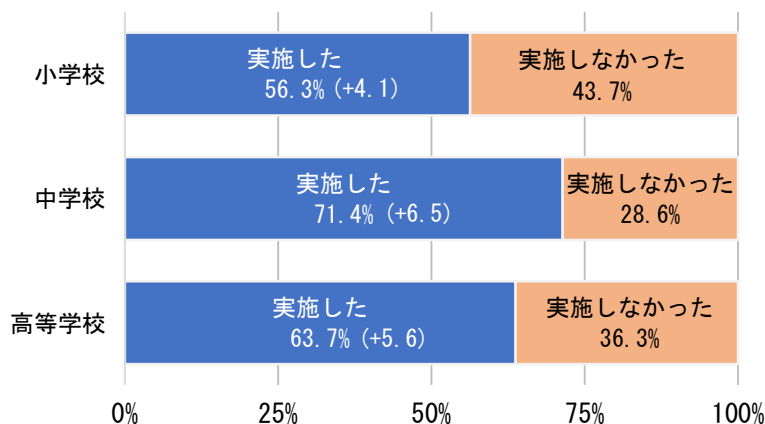
## 1 実施状況

がん教育実施の有無  
(回答総数37,169校)



※( )は前年度比

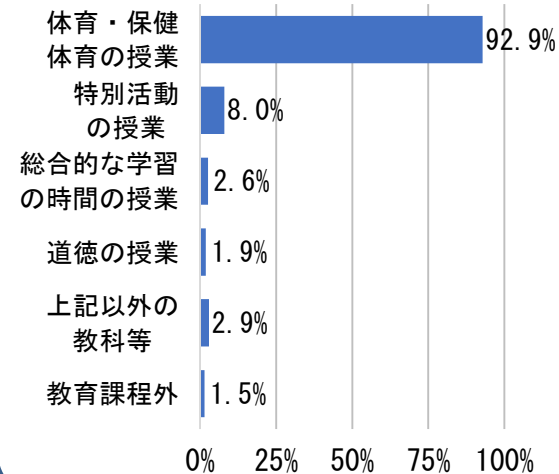
がん教育実施の有無(学校段階別)



※( )は前年度比

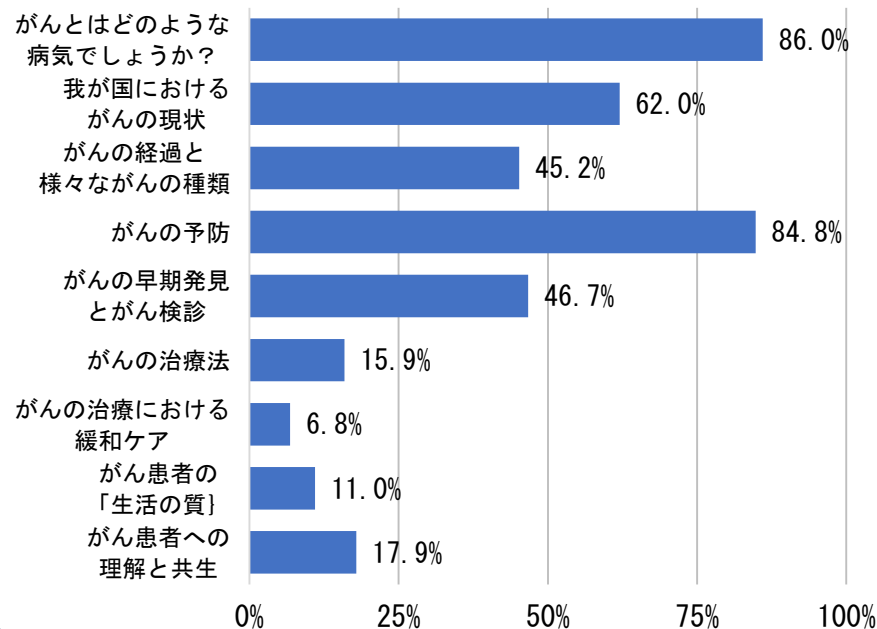
## 2 実施方法

がん教育の実施方法(複数回答可)



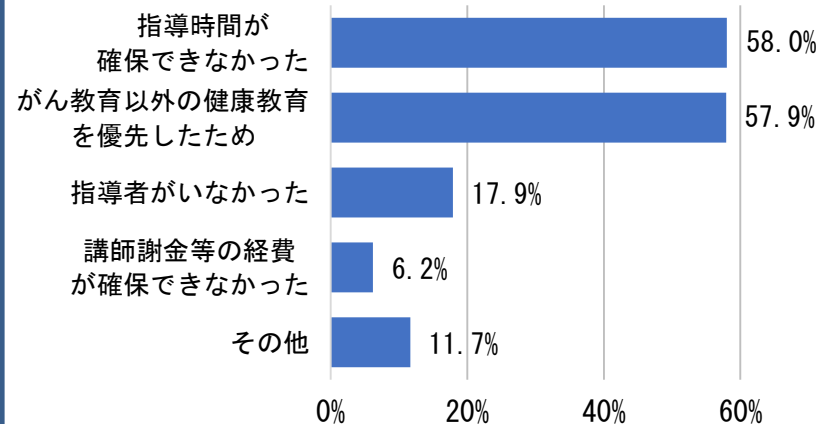
## 3 実施内容

がん教育の実施内容(複数回答可)



## 4 実施しなかった理由

がん教育を実施しなかった理由(複数回答可)

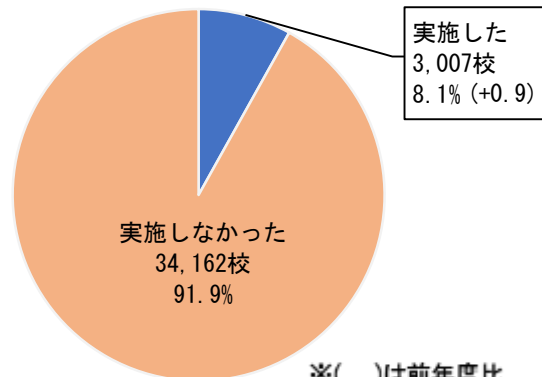


【その他の回答】

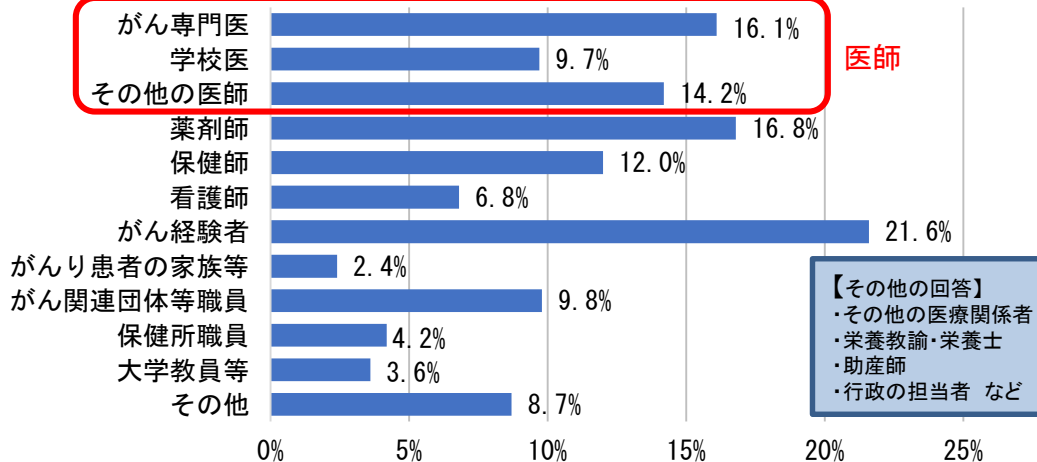
- ・がんを特別に扱っていないが、生活習慣病の一つとして学習している
- ・今後の実施に向けて検討中
- ・指導内容についての知識・理解不足
- ・要配慮児童生徒や教職員に対する配慮に課題があるため
- ・現時点で教育課程に位置付けていない
- ・(特別支援学校においては)児童生徒の障害の状態や特性等に応じたため など

## 5 外部講師活用状況

外部講師を活用したがん教育実施の有無  
(分母は回答した全ての学校37,169校)

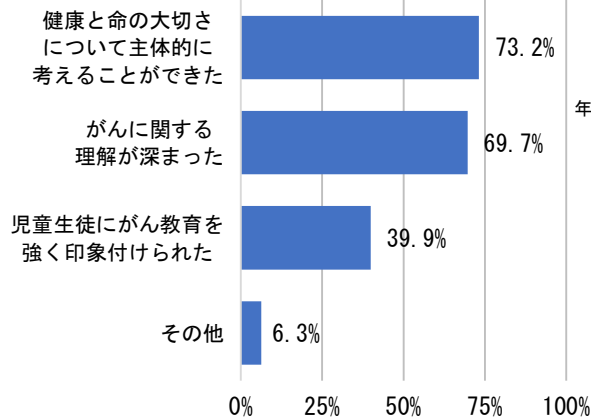


活用した外部講師の職種(複数回答可)



## 6 外部講師活用の効果と課題

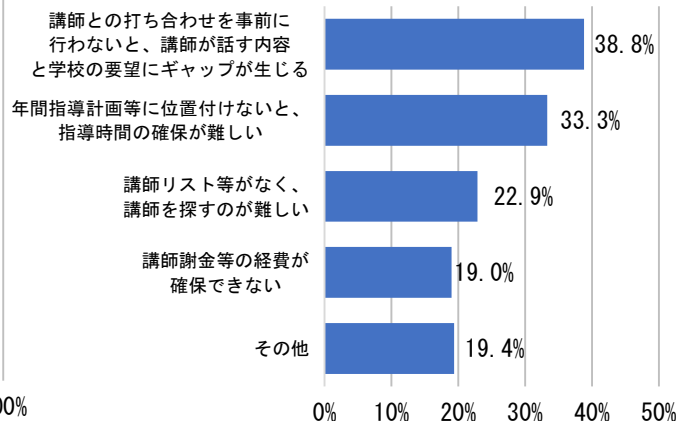
外部講師を活用して、効果的だと思ったこと(複数回答可)



【その他の回答】

- ・保護者や地域にも公開するなど広い啓発につながった
- ・家族や周囲の人へ思いやる大切さを学ぶ機会となった
- ・生活習慣・健康への関心が高まった
- ・前向きな生き方を学ぶことができた など

外部講師を活用して、課題であると思ったこと(複数回答可)

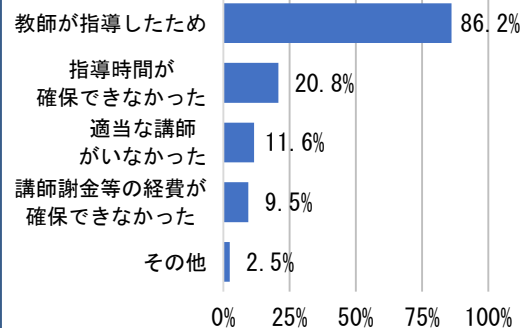


【その他の回答】

- ・講師との日程調整
- ・指導内容、指導方法の選択
- ・身近にがん経験者がいる子供などへの配慮
- ・薬物乱用防止教育や喫煙防止教育の講演会など、他の内容と関連して扱う際のバランス など

## 7 外部講師を活用しなかった理由

外部講師を活用しなかった理由(複数回答可)



【その他の回答】

- ・使用できる教材や映像資料等が充実しているため
- ・外部講師を活用する〇〇教育が多く、優先順位の判断に迷う
- ・講師の選定、打ち合わせ等の負担が大きいため
- ・毎年、外部講師を活用していくことは難しい
- ・配慮事項への不安
- ・講師を活用しなくても様々な場面で取り上げられるため など



# 国民に対するがんの普及啓発①

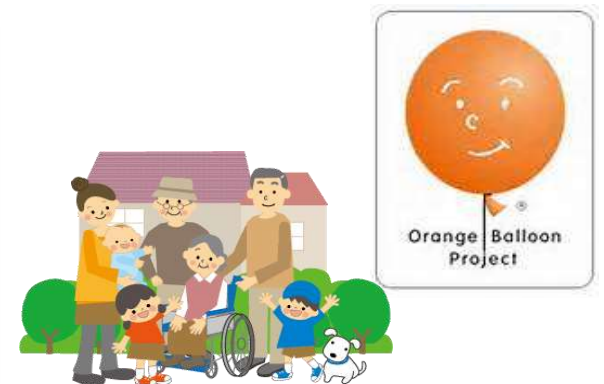
## がん対策推進企業等連携事業

- 事務局:業務委託  
(<http://www.gankenshin50.mhlw.go.jp>)
- 推進パートナー企業:3, 328社・団体  
(令和元年3月31日現在)
- 事業内容
  - ・ 企業、団体へのパートナー参画への呼びかけ
  - ・ コンテンツ作成、Web運営などによる情報発信
  - ・ 事業者向け説明会等による意識啓発
  - ・ 職域等におけるがん検診受診促進に関する現状及び課題の把握
  - ・ 就労支援に関する現状及び課題の把握
  - ・ シンポジウム開催による推進パートナーとの認識共有

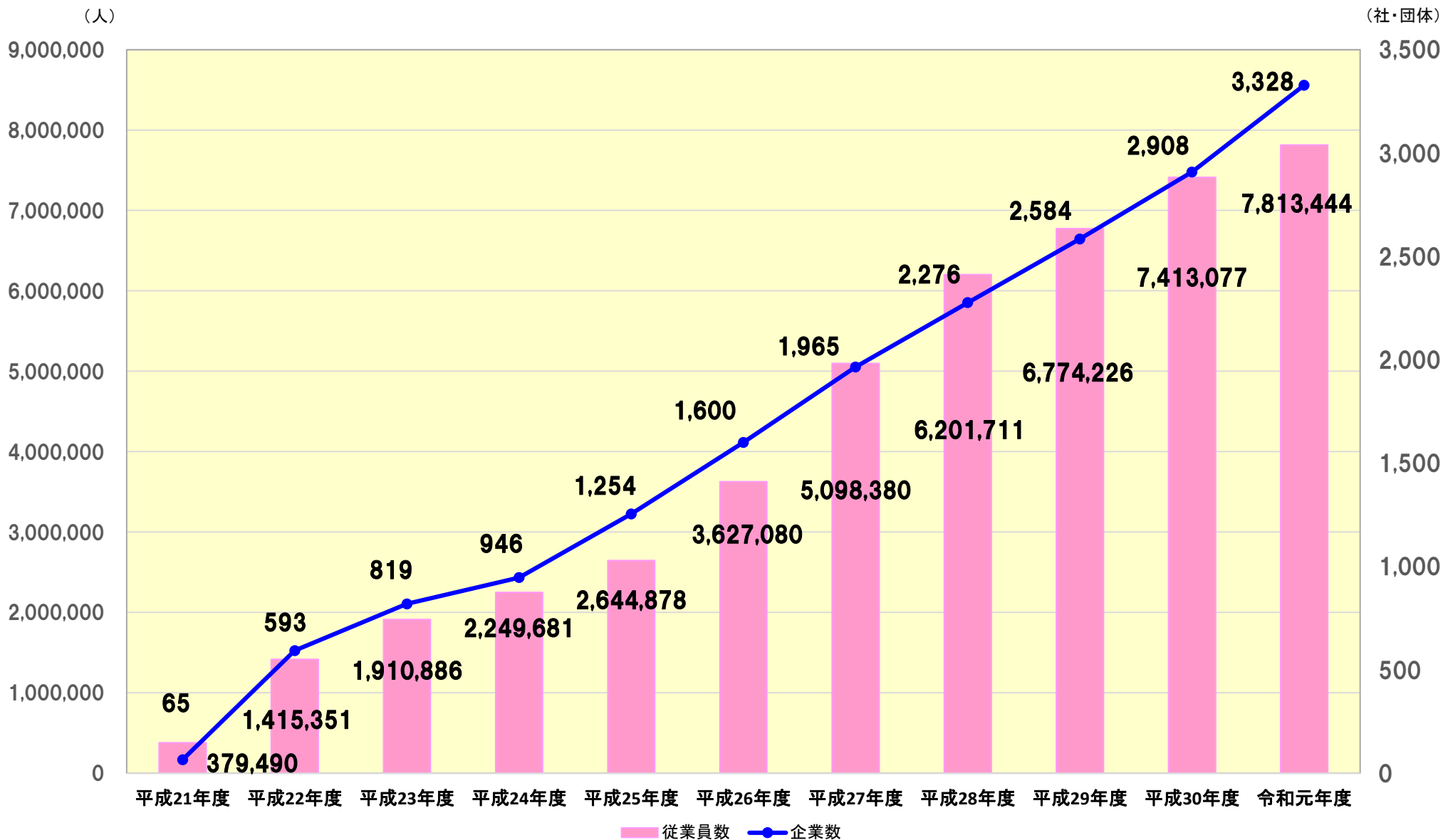


## がん等における新たな緩和ケア研修等事業

- 事務局:特定非営利活動法人  
日本緩和医療学会への委託
- 事業内容
  - ・ 緩和ケア研修会等の実施
  - ・ 指導者の育成
  - ・ 普及啓発  
街頭イベントや市民公開講座、ポスター配布等を通じて、国民に対して、緩和ケアに関する正しい知識・その必要性等に関する普及啓発を行う。



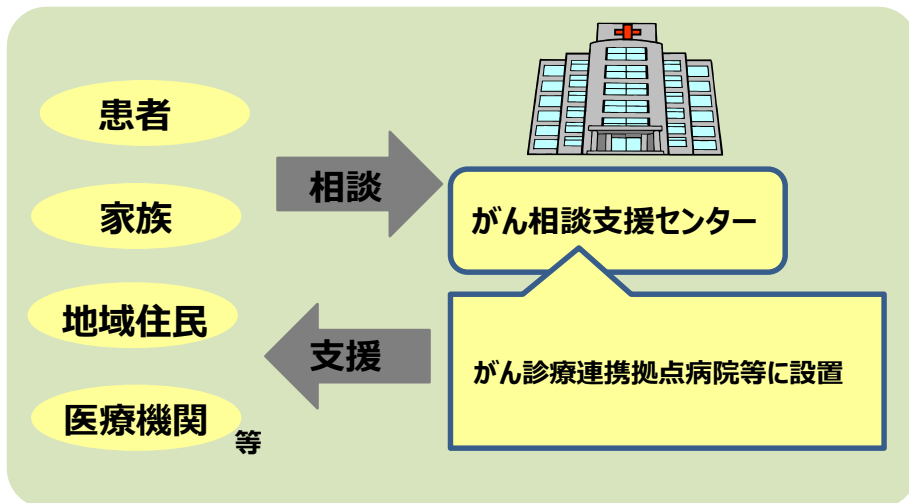
# がん対策推進企業アクション推進パートナー登録数の推移(令和元年度末現在)



# 国民に対するがんの普及啓発②

## がん相談支援センター

- 全てのがん診療連携拠点病院等に設置  
(令和2年4月1日時点、447施設)
- 主な業務
  - ・ がんの病態や標準的治療法等の情報提供
  - ・ 地域の医療機関に関する情報の提供
  - ・ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
  - ・ 地域における医療機関の連携事例の紹介 等



## 国立がん研究センターがん対策情報センター がん情報サービス

- 運営: 国立研究開発法人国立がん研究センター  
がん対策情報センター (<https://ganjoho.jp>)
- 主な内容
  - ・ 各がんの解説、情報提供
  - ・ 診断・治療について
  - ・ 生活・療養について
  - ・ 予防・検診について
  - ・ がんの統計
  - ・ がん診療連携拠点病院等の検索 等

